

# 隠岐の島町遊覧船ガイドライン

## 目的

新型コロナウイルス感染症により経済的に影響を受ける町内の事業所について、国が業種別に示したガイドライン（望ましい「指針」）を基本に、隠岐の島町に合わせた内容のガイドラインを作成しました。

そのガイドラインの各項目の対応について、事業主の皆様にはチェックリストによるチェック（評価）をしていただき、それを協議会へ提出してもらいその内容により「新型コロナウイルス対策に努力して取り組んでいる事業所」として公表し、消費者の皆さんが少しでも安心して利用できる事業所としてPRしようとするものです。

もちろんチェックリストの提出は任意ですが、隠岐の島町の事業所が一丸となって取り組んでいることを、島内はもとより島外へアピールすることで安心安全な経済活動が取り戻せると考えますので何卒よろしくをお願いします。

## 乗客に対する感染防止対策

### ①共通事項

不特定多数の乗客が利用する場所においては、以下の感染防止策を講じる。

- ・アルコール性手指消毒剤を設置する。
- ・乗客に対する手洗い、手指消毒及び咳エチケット（マスク着用を含む）や会話を控えることの励行、アルコール性手指消毒剤の設置場所の周知徹底に努める。
- ・待合所内や船内等における乗客間の一定距離の確保に努める。
- ・待合所及び船内の換気（換気設備の適切な運転、可能な際の窓の開放等）に努める。
- ・乗客の手が触れる場所（テーブル、ドアノブ、手すりなど）の定期的な清拭消毒  
※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・島内で感染者が確認された場合、運休とする。

### ②船員に対する感染防止対策

- ・乗客の手が触れる場所（手すり、イス、ライフジャケットなど）の定期的な清拭消毒※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・乗務中はマスク着用を徹底。乗務後は手洗い、うがいを行う。

- ・乗客とは必要最低限にしか会話をしない。
- ・乗務員に対し、乗船前に発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認させ、体調の思わしくない者には自宅待機の上、経過観察を行う。また、直ちに事務局へ連絡を入れ、事務局は相応の対応を行う。

### ③受付に対する感染防止対策

- ・従業員に対し、業務前に発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認させ、体調の思わしくない者には自宅待機の上、経過観察を行う。

令和2年6月4日

**新型コロナウイルス対策連絡協議会**

**【事務局】**

隠岐の島町商工会

TEL：08512-2-1157 FAX：08512-2-5984

(一社) 隠岐の島町観光協会

TEL：08512-2-0787 FAX：08512-2-3950